明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方債に関する省令の一部を改正する省令（総務一）　一

〔告　示〕

○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一）　一
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とウルグアイ東方共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二）　二
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三）　二
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件（同四）　二
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五）　二
○第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六）　二
○国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件の一部を改正する件（財務一）　二
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同二）　二
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同三）　二
○分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一～二三）　四
○保安林の指定を解除する件（同二四～三〇）　六
○地すべり防止区域を指定する件（同三一）　八
○地すべり防止区域を追加指定する件（同三二）　八
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（国土交通一）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一）　九
○道路に関する件（近畿地方整備局一、二）　九
○都市計画に関する件（同三）　一〇

〔国会事項〕

内閣府　最高裁判所

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、公示送達関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三

省　令

○総務省令第一号

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条の規定により読み替えて適用される地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の三及び同法第三十三条の五の六の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月四日

総務大臣　原口　一博

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二中「法第三十三条の五の三」を「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三」に改め、同条第一号イ及びロ中「並びに法人の行う事業に対する事業税」を「、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税」に改める。

附則第二条の二中「（平成二十年法律第二十五号）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第一号

平成二十一年十二月十一日にウランバートルで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　城所卓雄在モンゴル大使

モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル外交・貿易大臣

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文